

仕 様 書

仕 様 書 番 号	3 0
仕様書作成年月日	令和8年2月5日
調 達 要 求 番 号	6 N Q 0 1 A 8 0 5 0 3
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊管理科
担 当 者	後藤 佑紀
品 名	浄化槽保守点検役務
数 量 （ 単 位 ）	1 （ S T ）

1 役務件名
浄化槽保守点検役務

2 役務場所
 福島県福島市荒井字原宿 1 陸上自衛隊福島駐屯地 浄化槽
 自動車教習所 浄化槽
 福島県福島市荒井字地蔵原 福島射撃場 浄化槽

3 役務概要
 本役務は浄化槽法及び関係法規に基づく駐屯地合併処理浄化槽（長時間曝気方式1,600人槽）及び自動車教習所小規模合併処理浄化槽（沈殿分離・接触ばっ気方式50人槽）、射撃場小規模合併処理浄化槽（沈殿分離・接触ばっ気方式50人槽）の保守点検を実施するものである。

4 一般事項

(1) 仕様書について

仕様書の内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議によること。

(2) 資材等置場

資材等置場が必要な場合は、監督官の指示した場所を使用すること。

(3) 現場代理人

請負者は着手前に現場代理人を選定し、所定の様式による通知書を1部監督官に提出すること。

(4) 工程表

請負者は着手前に工程表を2部提出し、承認を受けたのちに着手すること。

(5) 作業日誌

請負者は原則として、契約期間中は所定の様式による作業日誌を翌日正午までに監督官に提出すること。

(6) 作業写真

作業写真は、工程ごと作業前・中・後及び隠蔽なる箇所・主要な作業段階の状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し作業写真帳に整理後に提出すること。

(7) 残 業

請負者は、やむなく 17 時以降及び休日に作業する場合は、休日を除く 2 日前までに監督官の承認を得て実施すること。

(8) 災害予防

本作業実施にあたり、災害予防について十分な対策を講じ、常に注意を怠らないようにすること。また、突発事故が発生した場合は速やかに監督官に報告すること。

なお、災害事故及び損害発生については、全て請負者の責任とし、官側としての補償は一切行わない。

(9) 完了検査

作業完了の際は、所定の様式による完了届を提出し検査官の検査を受け合格すること。不合格の場合は、速やかに不備な箇所を是正のうえ再検査を受けること。

5 特記事項

(1) 作業においては、浄化槽技術管理者資格を有する者を従事させること。また、地方公共団体に登録のある業者が実施すること。

(2) 浄化槽設備機器

(ア) 駐屯地合併処理浄化槽（1, 600 人槽）

名 称	台数	備 考	名 称	台数	備 考
破砕機	1 台	前処理槽内	汚泥かき寄機	1 基	処理槽内
汚水ポンプ	2 台	前処理槽内	汚泥返送ポンプ	2 台	処理槽内
エアリフトポンプ	1 基	前処理槽内	スカム返送ポンプ	1 台	処理槽内
計量計	1 台	前処理槽内	消泡ポンプ	1 台	処理槽内
送風機	5 台	機械室内	エアリフトポンプ	2 台	処理槽内
流量調整ポンプ	2 台	処理槽内	各槽配管	1 式	各槽内

(イ) 自動車教習所小規模合併処理浄化槽（50 人槽）

名 称	台数	備 考	名 称	台数	備 考
送風機	2 台	浄化槽外	エアリフトポンプ	1 台	処理槽内
放流ポンプ	2 台	消毒槽内	各槽配管	1 式	各槽内

(ウ) 射撃場小規模合併処理浄化槽（50 人槽）

名 称	台数	備 考	名 称	台数	備 考
送風機	2 台	浄化槽外	各槽配管	1 式	各槽内
放流ポンプ	2 台	消毒槽内			

(3) 保守点検内容・回数

(ア) 駐屯地合併処理浄化槽（長時間曝気方式1,600人槽）

内 容		回 数	備 考
合併処理浄化槽 保守点検	長時間曝気方式 1,600人槽	年52回 (週1回基準)	
汚泥移送監視・ 調整	汚泥濃縮槽から汚泥貯 留槽へ手動により行 う。	年52回 (週1回基準)	保守点検と は、別日 半日程度
水質測定	水温、透視度、pH、 CL、DO、SV、 残留塩素	年52回 (週1回基準)	
浄化槽汚泥抜取 立会	17.5m ³ /回を基準	年12回 (月1回)	半日程度
浄化槽法定検査 等立会	福島市環境課による検 査及び浄化槽法定検査	年2回	時期は、 別途指示

※浄化槽に異状があった場合、又は監視が必要な場合は、その限りではない。

(イ) 自動車教習所小規模合併処理浄化槽（50人槽）

内 容		回 数	備 考
自動車教習所 浄化槽保守点検	沈殿分離・接触ばっ気 方式 50人槽	年24回 (月2回基準)	
水質測定	水温、透視度、pH、 CL、DO、SV、 残留塩素	年12回 (月1回基準)	
浄化槽汚泥抜取 立会	15.0m ³ /回を基準	年1回	半日程度
浄化槽法定検査 等立会	福島市環境課による検 査及び浄化槽法定検査	年1回	時期は、 別途指示

※浄化槽に異状があった場合、又は監視が必要な場合は、その限りではない。

(ウ) 射撃場小規模合併処理浄化槽（50人槽）

内 容		回 数	備 考
射撃場 浄化槽保守点検	沈殿分離・接触ばっ気 方式 50人槽	年24回 (月2回基準)	
水質測定	水温、透視度、pH、 CL、DO、SV、 残留塩素	年12回 (月1回基準)	
浄化槽汚泥抜取 立会	15.0m ³ /回を基準	年1回	半日程度
浄化槽法定検査 等立会	福島市環境課による検 査及び浄化槽法定検査	年1回	時期は、 別途指示

※浄化槽に異状があった場合、又は監視が必要な場合は、その限りではない。

- (4) 浄化槽の正常な機能を維持するため、関係法規を遵守し、別紙のとおり保守点検を実施すること。ただし、汚泥抜取は別途契約とすること。
- (5) 塩素系の薬剤及びその他消耗品（Vベルト、オイル、グリス）については、官側支給品を使用すること。
- (6) その他作業内容、日程については、監督官との協議により決定すること。
- (7) 請負者は着手前に浄化槽技術管理者免状の写しの確認を監督官から受けること。

6 提出書類

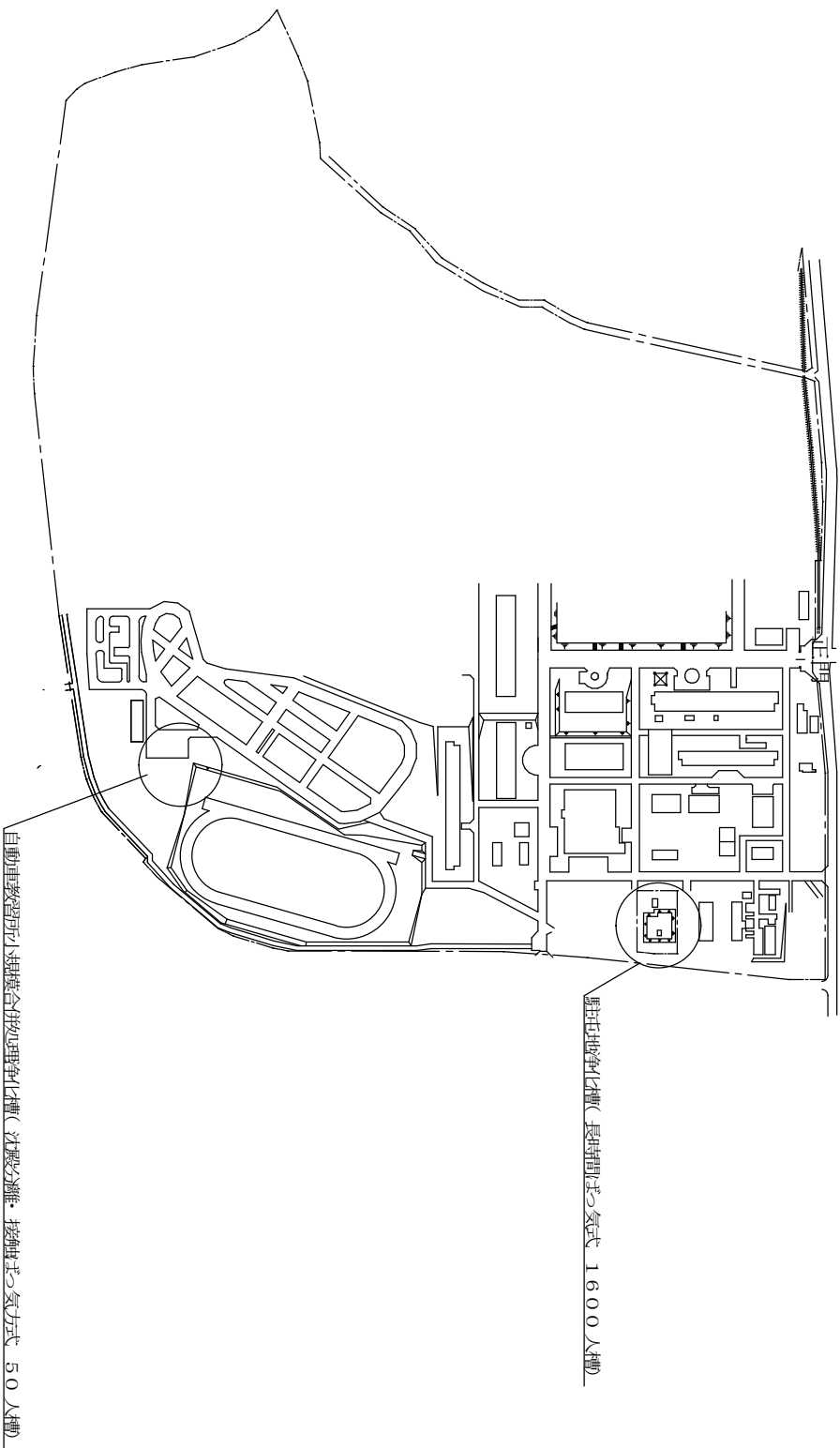
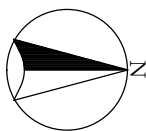
- (1) 着手届
- (2) 現場代理人届
- (3) 浄化槽管理に関する資格の写し（登録業者証明書等）
- (4) 工程表
- (5) 作業日誌
- (6) 完了届
- (7) 保守点検を行う浄化槽の保守点検票
- (8) その他、監督官が指示するもの。

7 その他

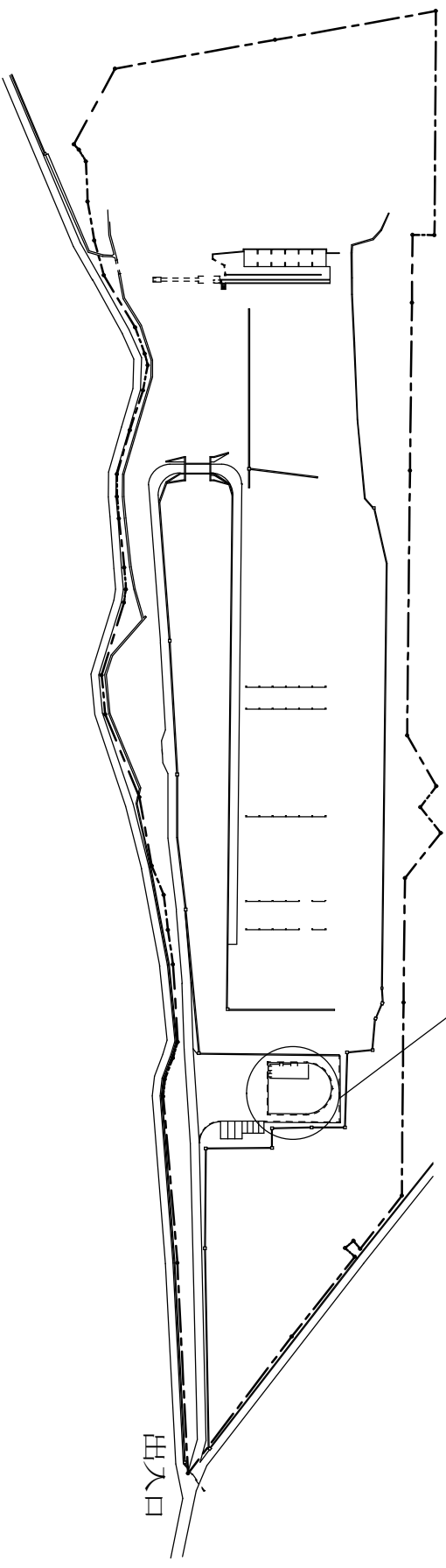
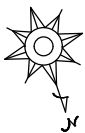
作業中、補修等が必要な箇所が確認した場合は、速やかに監督官に報告すること。また、改善に必要な補修見積もりを提出すること。

浄化槽の保守点検の技術上の基準について

- 1 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
 - (1) 流入管きょと槽の接続及び放流管きょと槽の接続状況
 - (2) 槽の水平の保持の状況
 - (3) 流入管きょにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - (4) 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
 - (5) スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 2 流入管きょ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きょに異物等が付着しないようにするとともに、スクリーンの閉塞を防止すること。また、異物等があった場合は取り除くこと。
- 3 流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移動できるようにすること。
- 4 ばっ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにするとともに、機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。異物等があった場合は取り除くこと。
- 5 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに作動するよう点検及び調整を行うこと。
- 6 第1ばっ気槽、第2ばっ気槽及び第3ばっ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、死水域が生じないようにすること。
- 7 ばっ気槽、流路にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持させること。
- 8 汚泥移送装置にあつては、適正に作動させること。
- 9 汚泥濃縮槽から汚泥貯留槽への移送量は、適正に調整すること。
- 10 塩素系の薬剤を使用する場合には、その供給量を適正に調整すること。
- 11 悪臭、騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 12 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 13 水量又は水質を測定する機器及び記録する機器については適正に作動させること。
- 14 その他、浄化槽の正常な機能を維持するため、監督官の指示する事項及び必要な措置を講じること。



役 務 名 称	図 面 番 号	縮 尺
浄化槽保守点検役務	駐屯地浄化槽図	



射擊場、規則合併處理淨化槽（小規模合併處理，50人槽）

役務名称	浄化槽保守点検・点検業務		図面番号	2 / 2
図面名称	射撃場西口地区		縮尺	—
陸上自衛隊第6普通科連隊			令和 8 年 2 月	